

## 第5回荒瀬ダム撤去地域対策協議会会議録

平成24年8月8日

10:00~12:10

八代市坂本支所2階会議室

事務局) それでは定刻となりましたので、ただ今より荒瀬ダム撤去地域対策協議会の第5回会議を開催いたします。開会にあたり、座長の村田副知事より御挨拶申し上げます。

村田座長) おはようございます。副知事の村田でございます。今日も荒瀬ダム撤去地域対策協議会の座長を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、委員・顧問の皆様におかれましては、お忙しい中にも関わらず、本日の第5回会議ということでお集まりいただき心から御礼申し上げます。

さて、荒瀬ダムにつきましては、いよいよ来月9月から現場での工事が始まります。既に荒瀬ダムのゲート開放した後、河川環境に良い変化も見られているようですが、これから6年間、安全あるいは環境面を最大限に尊重しながら、地域の皆様方の御要望でありましたダム撤去を着実に進めていくことが私ども県の務めであると思っております。

さて、この荒瀬ダム撤去地域対策協議会ですが、一昨年(平成22年)6月に第1回目の会議を開催させていただき、これまで2年間、会議を進めさせていただきました。本日の会議ですが、まず、ダム撤去工事、その際の環境モニタリングの状況についてご説明しました後に、今年6月に開催しました地元委員の方々との意見交換会や7月に開催した個別検討部会の内容を踏まえて、現時点での地域課題に関する取組状況を報告させていただきながら、皆様からの御意見、御質問等をいただいたうえで意見交換をさせていただきたいと考えております。

今後もダム撤去に伴う地域の課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ですが冒頭の御挨拶とさせていただきます。

事務局) 続きまして、事務局から本日の会議の進め方等について説明させていただきます。

本日の司会を務めます荒瀬ダム撤去準備室長の平田です。よろしくお願いいたします。失礼ですが着座して説明させていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。お手元の一番上ですが「会議次第」でございます。また、裏面は本日の座席表となっております。次に、「荒瀬ダム撤去地域対策協議会設置要項」でございます。資料1として「荒瀬ダム本体等撤去工事」の資料、資料2として「環境モニタリング」の資料、資料3-1として、「地域課題への取組状況(部会関係)等」でございます。資料3-2として「地域課題への取組状況」の4種類の資料を配付しております。

また、その他の資料として参考資料1として「個別検討部会関係資料」、参考資料2とし

て「坂本村、八代市の要望書等」も配布しております。不足等はございませんでしょうか。

それでは議事に入ります前に荒瀬ダム撤去地域対策協議会設置要項の改正について報告させていただきます。前回の協議会で議論していただきましたが、第1条関係では、目的に「荒瀬ダム撤去を円滑に進めること」を追加しております。また、第2条の所掌事務の関係では、「(2)ダム撤去工事と環境モニタリングの状況」を追加しております。

次に、前回の協議会で、今後も協議会を継続することを報告させていただきましたが、第4条関係では、荒瀬ダム撤去工事の終了まで開催することを明記しております。第6条関係では委員の任期を1年とし、本人等の意向を踏まえて任期を延長することとしております。裏面の附則につきましては、所掌事務や組織といった協議会の運営等について、毎年度協議することを記載しております。

最後に人事異動等に伴う委員の交代の紹介です。熊本県関係では河野企業局長と五嶋八代地域振興局長の選任、八代市関係では丸山坂本支所長の選任を報告させていただきます。以上が要綱改正の報告でございます。よろしいでしょうか。

### 【異議なしの声】

事務局) 本日の出席者の紹介につきましては、次第の裏面の座席表をもって代えさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の進め方について説明いたします。「会議次第」を御覧ください。「議事(1)」でございます。まず、「荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況」について説明させていただきます。ここで一旦、御意見・御質問をお受けする時間を取らせていただく予定です。

次に、「議事(2)」です。「荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況」について報告いたします。その後、御意見・御質問の時間を取らせていただく予定です。

全体で約2時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。村田座長、よろしくお願いいたします。

村田座長) それでは会議次第に従いまして進めさせていただきます。議事の(1)「荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況について」説明をお願いします。

事務局) 本日、説明をさせていただきます荒瀬ダム撤去準備室の堀内と申します。「荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリング状況」について、会議室前方のスクリーン上で説明させていただきます。お手元にも「資料1、2」ということで配布をさせていただいていますが、今、機器の設定をしておりますので、しばらくお待ちください。

それでは説明させていただきます。本日は「荒瀬ダム撤去の全体概要」、「平成24年度工事の概要」及び「その他」の順に説明します。まず、全体概要について説明させていただきます。画面は河川の上流から下流側を見ております。向かって左側が左岸で国道219号、右側が右岸で県道側となっております。以前より説明しているとおり施工期間は6段階、6

ヶ年をかけて撤去する計画としております。各段階における撤去箇所を色分けして示しております。

まず、平成 24 年度の第 1 段階ですが、水位低下設備の設置と右岸側ゲートの撤去を行います。次に、第 2 段階ではゲートの撤去や右岸門柱及び管理橋の撤去を行います。第 3 段階、平成 26 年度になりますが、ゲートの撤去と右岸みお筋部の撤去に入ります。第 4 段階、平成 27 年度には右岸部の撤去を行います。第 5 段階になります平成 28 年度におきましては左岸門柱と管理橋の撤去を行います。最終年度になりますが、第 6 段階の平成 29 年度では左岸部の撤去を行い、工事を完了することとしております。

次に、工程について説明させていただきます。画面には 6 年間の全体工程を示しております。まず、初年度の平成 24 年度には緑色で示しております水位低下ゲートの製作・設置を行います。桃色で示しております洪水吐ゲートとは、現在の荒瀬ダムで開放しているゲートのことですが、これについては平成 24 年度から平成 25 年度、平成 26 年度の 3 ヶ年をかけて撤去いたします。青色で示しております管理橋の撤去については、平成 25 年度及び平成 28 年度に撤去を行うこととしております。オレンジ色で示していますダム本体撤去については各年度、6 年間を掛けて撤去を行っていくと考えております。

次に、施工計画について説明します。ダム本体の取り壊しは騒音や振動を抑えた制御発破という工法で行います。ダム本体を撤去した後のコンクリート塊はダム上流左岸にあります河川内ヤードで小割りを行い、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて右岸側の導水トンネルに埋戻すこととしております。その際、ダム上流に工事用道路や河川を渡る仮橋を設置し、県道中津道八代線の佐瀬野第 1 踏切付近から導水トンネルまで間をダンプが通行することとしております。なお前回、指摘がありましたこの区間を通行するダンプ台数についてですが、平成 23 年度に佐瀬野地区において土砂を掘削・運搬しておりますが、その際のピーク時には 1 日あたり約 140 台のダンプが通行しておりました。今後、ダム撤去期間中のコンクリート塊の運搬については平成 27 年度に最大となりますが、それでも平成 23 年度の土砂運搬の際のダンプのピークの台数以下となります 1 日あたり約 80 台となると見込んでおります。台数は少なくなりますが、県道の通行にあたっては安全対策等、最大限の配慮を行ないながらコンクリート塊の運搬をすることとしております。

次に、平成 24 年度の工事概要について詳細に説明させていただきます。まず、今年度の工事手順ですが、画面に示しますとおり、この期間内における主な工事には 2 つあります。画面①に示しております洪水吐きゲートの撤去と画面②に示しております水低下設備の設置の 2 つになります。

まず、洪水吐きゲートの撤去について説明します。本年度は右岸側 1 門目のゲートを 9 月から撤去することとしております。画面にあるとおり、ゲートが落ちないように上げた状態で 35 t 吊りクレーンで撤去していくこととなります。一度に撤去することは困難ですので、16 分割して 1 つずつ撤去していきます。搬出は 11 t トラックで行ってまいります。また緑色で表している右岸側 2 門目から 5 門目のゲートについても同じ手順で 2 月以降、順次撤去していくことを考えております。

ここでは洪水吐ゲート撤去作業の安全を確保するための準備について説明します。まず、

作業車両が国道 219 号から管理橋にスムーズに進入できるように、①に示していますあゆみ館上流箇所の低い部分について盛土を行います。また管理橋上での作業の安全を確保するために、②に示しますとおり現在の管理橋を約 1 m 拡幅する作業路を設置いたします。これらの準備を行なうため、管理橋は 9 月 1 日より通行止めを行います。それ以降は引き続き撤去工事を行いますので、管理橋については 9 月 1 日以降は通行止めということになります。

次に、水位低下設備について説明させていただきます。現在、荒瀬ダムゲートは開放しておりますが、上流と下流には約 10m の高低差があり、上流には水がまだ貯まった状態です。設置する箇所は写真に示すダム堤体の中央部になります。この位置に 2 つのトンネルを開けることとしております。水位低下設備の目的としては、ダム上流の水位を下げて工事の安全を確保する他、河川の流れを切り替えて工事を行うための仮配水路として利用することとしております。また出水時期には自然に砂を流下させ、ダム上流側に貯まっている土砂の流出状態を確認していくこととしております。

次に、水位低下設備の工事内容について説明します。水位低下設備には 2 つの工程があります。上流側に水位低下ゲートを設置する工程と下流側に堤体に 2 つのトンネルを開ける放流工の工程があります。ダム上流には土砂が堆積しておりますので、水位低下ゲートを設置するために前面の土砂を掘削しなければなりません。このため、茶色で示しております箇所について 11 月から土砂を掘削します。掘削後、水位低下ゲートの設置を行っていくこととしております。この図はダムを上から見た図になります。先に説明した水位低下ゲート設置のための土砂掘削については茶色に示す箇所となります。上流側から工事用道路を設置したうえで掘削してまいります。下流側の放流工については工事用道路、仮橋、仮締切りの設置を行ったうえで作業を実施してまいります。

これはダム下流側から見た写真になります。通常ダムは、写真で見るように流れがあります。ここに黄色で示します国道 219 号から進入する工事用道路と赤色で示します仮橋、オレンジ色で示します仮締め切りを設置して施工を進めてまいります。作業ヤードには水が入らないようにして作業を進める必要があるため、これら仮設工の手順を詳細に説明させていただきます。

まず、あゆみ館の駐車場付近から河川内に進入するための工事用道路について説明します。道路は延長約 200m、幅員 4 m で、道路勾配は 10% とし、11 月から工事に着手してまいります。なお、出水期には水に浸かる約 120m の箇所を撤去することとしております。構造は横断図に示しますとおり大型土嚢を設置し、土砂を入れて作ることとしております。先ほど説明しました工事用道路に使用する大型土嚢については、ダム上流左岸の土砂を利用する計画としております。今回のダム撤去は平成 24 年度の工事を確実に実施する必要があるため、施工の手順を早くし、10 月から着手可能なものについては、河川への影響を及ぼさない範囲で大型土嚢の作成など河川管理者と協議しながら工程が早く進むように実施していくこととしております。

次に、仮橋の工程を説明します。仮橋については先ほど説明しましたとおり、水が流れておりますので、水が入らないようにして安全かつ確実に施工を行う必要があります。このため水が作業ヤードに直接入らないよう、一時的に左岸側から 3 門の洪水吐ゲートを降下させ

ます。更にダム下流側に大型土嚢による仮締切りを行い、水に浸からない作業ヤードの確保を行います。次に仮橋を設置します。仮橋を設置した後は大型土嚢を撤去します。最後に降下させていた洪水吐ゲートを開放します。

次に、仮締切りの工程を説明します。仮締切りについては、まず、左岸側から4番目～6番目の3門の洪水吐ゲートを降下させます。ダム下流側に大型土嚢による仮締切りを行い、作業ヤードを確保します。そして仮橋から作業機械が乗り入れるための進入路を設置します。この仮設工が終わり次第、放流工の掘削工事に入ります。放流工のトンネル掘削後、仮橋の上部や仮締め切りについては、梅雨時期などの出水期に流出するのを避けるため撤去し、また、降下させていた洪水吐ゲートも開放することとしております。

次に、放流工の掘削について説明します。放流工については下流側から堤体に幅5m、高さ4mのトンネルを2門開けます。手順としては、まず、トンネルの周辺部を機械で削孔し、連続した孔を確保します。その後、約1m間隔で孔を開け、その孔に油圧くさびを挿入し、孔を広げながらヒビを入れます。全体が緩んだ後に大型ブレーカで堤体を割りながら約1.5ヶ月の期間で施工を完了します。掘削したコンクリート塊は八代市内の中間処理施設に運搬することとしています。

次に、平成24年度の交通安全対策、車両の通行ルート等について説明します。まず、放流工で発生するコンクリート塊は、①に示す下流側の工事用道路から国道219号に出て、八代市内の中間処理施設に搬出します。また、洪水吐ゲートの搬出及び水位低下ゲートの搬入は、②に示すダム管理橋から行います。水位低下ゲートの設置は、③に示すダム左岸上流部の工事用道路から行います。この3箇所について、交通誘導員を配置し、一般車両を優先した交通整理を行う予定としています。

次に、今年の1月に説明しました離合箇所の確保について説明します。県道中津道八代線の藤本～大門地区の集落内については、地元の方々から御意見、御協力をいただきまして、画面と写真イメージに示すように5箇所の離合箇所を選定しております。離合箇所の工事についてはダム管理橋が通行できなくなる前の今月中に整備することとしております。

次に、濁水対策について説明します。放流工を行う際に発生する濁水については、そのまま河川に流れ出ないように仮締め切り内で集水を行い、濁水処理施設で処理した後に河川に放流するように考えております。水質についてはダム下流側で観測しております観測データが環境基準を超えないよう常にモニタリングしながら開放していきたいと考えております。

次に、汚濁防止膜について説明します。上流側の水位低下ゲート設置のための土砂掘削、下流側の仮締切り、工事用道路設置の際、濁水が直接河川に流出するのを防ぐよう汚濁防止膜を設置します。なお汚濁防止膜は工事進捗に合わせて効果のある箇所に設置する予定です。以上、本体撤去の工事概要について説明させていただきました。

続きまして環境モニタリングについて説明させていただきます。まず、モニタリングの昨年度の調査結果です。これは荒瀬ダム直下の旧減水区間の航空写真になります。左がゲート開放前、右がゲート開放後です。右側の写真を見ていただきますとゲート開放によってダム直下の流量が回復していることが分かります。また、黄色い点線の部分を見ていただきますとダム直下の左岸に土砂が堆積し始めております。ここはダム建設前に砂礫の河原があった

場所でありまして、撤去後にはその砂礫が再現されていくものと考えております。

次に、荒瀬ダム上流域の流水が回復した区間の航空写真になります。上が百済木川付近、下が西鎌瀬付近で、それぞれ左がゲート開放前、右がゲート開放後の現在の状況です。ゲート開放により水位が低下したため黄色の点線部分のように河原が新たに現れていることが分かっております。

次に、出水時の水質調査について報告します。荒瀬ダム貯水池内に堆積した土砂が出水時に急激に流れ出していないかを見ていくために調査を行っております。左上の図を御覧ください。荒瀬ダム貯水池へ流れ込んでくる「瀬戸石ダム下流」と、荒瀬ダム直下の「道の駅坂本」との濁度の関係に着目して調査を行っております。濁度とは水の濁りの度合いを表すものです。右下のグラフですが、黄色の線が「瀬戸石ダム下流」、赤い線が「道の駅坂本」の濁度です。流入してくる水の濁度を表す黄色の線に対して、赤い線が高い状態が続くような状態であれば、荒瀬ダム貯水池内の堆積土砂が異常に流れ出している可能性があると考えられますので原因の追及など何らかの対応が必要となるかと考えております。昨年出水時の状況がこのグラフになりますが、調査では特に異常は見られていません。今後とも十分に見ていきたいと考えております。

次に、定期水質調査の結果でございます。「荒瀬ダム貯水池内」、「瀬戸石ダム下流」、ダム直下の「道の駅坂本」地点などの河川の水を毎月採水し、詳しく検査している結果がこれになります。このグラフは水の綺麗さの指標の一つであるBODとSSを示しております。これらは水の汚染が進むと数値が高くなってきますが、ゲート開放後は、開放前と比べると低く安定した状況で推移していると考えております。

次に、川底に棲む底生動物の調査結果です。水の状態の変化に敏感であります川底に棲む底生動物ですが、荒瀬ダムゲートを開放し、流水が回復することによって河川環境が多様化していく状況を把握するためにこの調査しております。荒瀬ダムゲート開放により湛水域から流水域に変化した百済木川の下流部では非常に増加していることが確認されており、流水区間が自然環境面からもきちんと確認できている状況です。

それから資料にはございませんが、前回の協議会で質問がありました「河川内の白い付着物」が現地を確認されておりましたが、その実態を調査するため、現地からサンプルを持ち帰り検査をしたところ、付着藻類のケイ藻というもので他の河川でも同様の事例があることが確認できております。ケイ藻類の死骸の中であり、ケイ藻自体がガラス質の成分を持っており、その成分が石等に付着して白く見えていたということが確認できております。特に河川に影響が無いということも確認できておりますのでご報告させていただきます。

最後に、今後のモニタリング調査計画について説明させていただきます。今、示しているのは今年度と来年度の調査項目になります。水質、川底に堆積した土砂の状況である底質、動植物、河川内の測量、工事による粉じん、騒音、振動などの項目についてモニタリングを進めていきたいと考えております。これは各地点の調査項目を示した地図となります。これらの地点について調査を進めてまいります。今年度は特に水位低下設備により水位が低下する荒瀬ダム上流の「葉木」、「与奈久」の2箇所について、その変化の過程を押さえるために前倒しで調査を進めていくことで考えております。

以上でモニタリングの調査結果と今後の計画について説明させていただきました。

事務局) 本年9月1日から、いよいよ荒瀬ダムの本体撤去の工事に着手いたします。何よりも安全や環境に十分配慮して工事を進めていきたいと考えております。また、専門の先生方の御意見をいただきながら、撤去工事期間中のモニタリングを行い、ダム撤去計画をフォローアップしていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

村田座長) 工事とモニタリングの説明がありましたが、これまでの説明の中で御質問等はありませんでしょうか。

松村委員) いいですか。

村田座長) はい、どうぞ。

松村委員) 全体像の説明の中で、車両の通行台数が平成27年度に最大になり1日あたり約80台という説明がありました。今、大門地区は築堤工事でダンプ車両が多数出入りしています。この前の部会の中でも意見が出ましたが、ダム堰堤から車両の出入り口の間は道路幅が狭いので危険です。さらに渋滞もあります。1日80台とはどの区間なのか、どの地点なのかを教えてください。

それからご案内のとおり、坂本、藤本地域は、超高齢化地域です。ですから同じ条件でも地元ではそれだけ危険度がアップするという懸念をしております。離合箇所とか交通監視員という話もありましたが、これで大丈夫かという心配もしています。平成14年の前知事がダム撤去を表明した時から、地元では環境と安全が大問題になるだろうということで地元では対策委員会を立ち上げ、取り組んだ経緯があります。超高齢化地域ですから、この安全については格段の注意を払っていただきたいと思いますのでその辺の説明をお願いしたいと思います。

村田座長) それでは事務局からお願いします。

事務局) まず、ダンプの通行する箇所ですが、荒瀬ダムの上流の取水口と工事用道路で右岸側の県道に乗り込みます佐瀬野の第1踏切の区間、右岸側の県道のその区間だけしか通行はしません。心配されている下流の大門地区については、工事用のダンプは通行させないということで考えています。

それから交通誘導員の対策等については当然、十分に人を配置します。今説明しました区間についても部分的には狭い箇所がありますので、交通誘導員をきちんと配置しながら実施していきたいと考えています。本年度の箇所については左岸側だけしか利用しません。今、説明しました右岸側を通行しますのは平成25年度以降ですので、その詳細の交通誘導員の配置、対応策については、来年度に改めて地元説明会及び地域対策協議会の際に再度説明さ

せていただきたいと考えております。

事務局) 補足ですが、私も今日の朝から国の直轄事業の箇所を見てきました。仰るとおり直轄事業だと思いますが、多くのダンプが動いているという中で4カ所ほど交通誘導員が配置され、適切に誘導していました。私もそこを通りましたが5分ほど待たされました。そういうことで工事が始まると日常的に地元の皆様に御迷惑をかけてしまいます。ただ、できるだけ不便な期間がないようしっかり努力してまいりたいと思います。また先ほどから話をいただいています安全と環境、これに十分配慮した工事施工を行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

松村委員) ちょっといいですか。私は平成25年度からコンクリート魂を小割して導水トンネルに埋め戻すということは承知をしています。来年度にその辺の数字を出して地元の説明したいということですが、地元としてはなるべく早い機会に「工事車両通行については安全ですよ。」というような程度の説明をしていただく。それと同時に交通量、トラックの運行台数等々についてもある程度試算をされて、地元住民が納得できるような説明をお願いしたいと思っています。

村田座長) その点は踏まえて、今後の説明会等でしっかり説明して行ってください。その他、ありませんでしょうか。

森下委員) はい。

村田座長) はい。どうぞ。

森下委員) コンクリート魂の撤去に伴うダンプの通行のことですが、最大で1日80台ということですね。これは同じ道を往復しますから1日160台となり、3分に1台ダンプが通行する訳です。この区間の佐瀬野の踏切からダム堰堤まで1カ所しか離合箇所がありません。そこは地盤沈下が大分進んでおり、現在は、雨が降れば水が溜まってしまう状況になっています。非常に危険だと思えます。佐瀬野地区に仮橋を作るということですが、ダムの上流に仮橋を作って運ぶということはできないですか。いかがでしょうか。

村田座長) 事務局、どうぞ。

事務局) まず、車両通行台数の件ですが、80台というのは往復の台数ですので片道としては40台を考えております。

それから浸水している低い部分については、現地を確認しており把握していますので、その辺は細かく対応していきたい。水溜まりができると当然スリップの危険性もあり、離合もしにくい部分もあると思えますのでその対策については十分対応したいと考えています。



それから仮橋の件ですが、これはなぜ平成 25 年度からかということもありますが、本年度水位低下設備を設置しまして水位を下げます。下げることによって今の川幅を相当狭くできると考えております。その中で、河川内ヤードの上流で一番安全に渡れる箇所を選びまして仮橋の設置を考えています。今、話がありましたダム上流については、土砂が 7～8 m溜まっている箇所なので安全性の面からも非常に困難であると考えており、安全性を考慮して上流の方で計画を進めているところですので御理解をいただければと考えております。

村田座長) その他、いかがでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。また何かございましたら後ほど質問を出していただければと思います。

議事の(2)になりますが、今日の本題でもあります「地域課題への取組状況」ということで、まず事務局から説明をお願いします。

事務局) お手元の資料の「資料 3-1」をお願いします。「荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況(1)(部会関係等)」でございます。第 4 回地域対策協議会後の対応でございます。その後、6 月 4 日に地元委員の皆様と意見交換会、7 月 18 日に個別検討部会を開催しております。

次のページをお願いします。まず、消防水利部会関係でございます。(1)の 2 月 9 日の「第 4 回地域対策協議会での報告内容」でございます。ここでは、2 台の軽量消防ポンプの件、ボートハウスの斜路の件、佐瀬野の工事用仮設道路の 3 件について報告させていただいています。

次に、「(2) 第 4 回地域対策協議会及び個別検討部会等」でいただいた御意見です。地域対策協議会では、委員から「消防ポンプ車が河川敷まで下りられるような斜路を葉木地区に作ってほしい。」、さらに「工事用仮設道路(葉木橋下流の土砂撤去用の仮設道路)を恒久的なものにしてもらえないか。」といった御意見をいただいております。また、委員から道路嵩上げ関連の箇所など、「上流箇所については、方向付けはあるけれども個々に検討する余地がある箇所での川への下り道について検討課題として欲しい。」といった御意見をいただいております。

「(3) 現況等」でございます。企業局において軽量の消防ポンプを 2 台導入し、坂本支所の本部分団及び葉木地区の第 4 分団の消防団で活用していただくこととしております。右側 3 ページの上の写真が実際使用した時の訓練の様子です。小型ですので水際まで十分運べますが、十分な威力で放水ができたということを報告いたします。今日も現物をお持ちしますので後ほど御覧いただければと思います。

次に、2 番目の「○(マル)」でございます。委員から意見をいただいております、葉木地区への斜路の設置についてでございます。5 ページ上にボートハウスの下流の写真をつけております。施設部会関係で説明しますが、ボートハウスと併せて市で活用策を検討されたうえで県・市で対応を協議するということとしております。

元のページに戻っていただきまして、3 番目の「○(マル)」です。工事用仮設道路(葉木橋下流の土砂撤去用の仮設道路)の件です。昨年 12 月 12 日に八代市から意見書という

形で提出された新しい課題でございます。3 ページ下に仮設道路の写真を掲載しておりますが、御覧のとおり仮設道路はJRの線路を避けるようにして河川内に設置しております。仮設の下り道を恒久的に残すためには、河川管理者からは「河川の断面を阻害しないように」との指摘、またJR九州からは「下り道を既存の踏切から離すこと。またJR護岸に影響がないように」などの指摘をいただいております。そのような関係機関との協議を行うため、既に測量等を実施しているところでございます。

右の写真は昨年度の堆砂除去工事のための下り道でございますが、川の中に張り出しており、また2月7日の出水でも仮設道路まで水が来ています。JRと河川管理者の双方の御指摘を満たすのは難題ではありますが、課題の整理を行っているところでございます。

最後の「○(マル)」でございますが、委員からいただいております「道路嵩上げ工事に関連する箇所等は地元説明会等で具体的に協議しながら対応していく予定」です。なお参考として記載していますが、具体的に要望があった16箇所のうち「撤去関連工事を活用して対応済み」が5箇所、「対応予定」が5箇所、「他の水利などがある箇所」が6箇所という状況でございます。葉木地区以外の箇所は概ね方向性は出ている状況でございます。

4 ページをお願いいたします。施設部会関係でございます。主な点のみを説明します。

「(2) 第4回地域対策協議会及び個別検討部会での御意見等について」でございます。委員からは「明確にいつまでということは求めないが、発電所を撤去するという確定的な言葉をいただければと思う。そのあたりを是非検討して欲しい。」といった御意見をいただいております。

「(3) 現況等」でございますが、発電所等の施設については資金や撤去時期の面から撤去する方向で検討しているところでございます。

ボートハウスについては今後、工事による状況の変化を見ながら、市で活用策を検討されたうえで県・市で対応を協議することとしております。

6 ページをお願いします。「3 地域交通(代替橋)関係」でございます。まず「(1) 第4回地域対策協議会での報告内容」でございます。「県道の安全性・利便性を向上させるなど、地域交通全体で対応する。」、具体的対応として「管理橋が通行できなくなる前に離合箇所を整備(平成24年9月頃までに5箇所程度を予定)」としております。この点は先ほど説明したとおりでございます。

次に、「県道中津道八代線の改良・嵩上げ等に取り組む。本年度、交通量調査を実施済。さらに坂本支所上流から荒瀬ダムまでの測量にも着手済。」ということです。「代替橋建設は困難」である旨報告させていただいたところですが。

次に、「第4回地域対策協議会及び個別検討部会等」でいただいた御意見でございます。まず、地域対策協議会で委員から「ダム撤去を議会として申し出たときの大きな前提は、地域の利便性に支障をきたさないということ。課題を乗り越えていくためにも市も一緒になって代替橋を架ける方向で前向きに進むべき。」、また「県ができないのなら他の方策を含めて考えて欲しい。地元になれば利便性と安全の確保ができれば、国でも、県でも、市でも関係ない。」、さらに委員から「地域住民の生活保全と安全確保についての代替案がなく代替橋の建設は困難というのはおかしい。代替案をまず出すべき。」といった御意見をいただ

きました。

次に、個別検討部会でございますが、複数の委員から「地元としては生活用の通路として代替橋は必要。」という趣旨の御意見をいただいています。また複数の委員から「代替橋は無いよりはあった方が良いが、造る時期、財政、地元の内外を含めた共通理解なども考慮すべき。」といった御意見をいただきました。また「建設に向けた議論、必要性の議論がなされていない。代替橋ができない理由が説明されていない。」との御意見をいただき、複数の委員から「代替橋に代わるものとして、離合箇所だけでなく県道の整備を早くすべき。」という御意見をいただいたところです。

「(3) 現況等」でございます。先ほどの撤去工事の説明でも触れさせていただきましたが、地元委員の方々にも御協力いただき、現地で御意見を聞き、企業局で大門・藤本の地域内で5箇所の離合箇所について今月中に整備を完了させる予定です。次の「○(マル)」ですが、道路改良・嵩上げについては八代地域振興局で交通量調査を実施し、現在、測量及び設計を行うなど早期着工に向けて取り組んでおります。右側7ページの図面を御覧ください。荒瀬ダム拡大図を記載しております。赤が道路改良と離合箇所、緑が道路嵩上げの予定箇所でございます。その下に進捗状況を示しており、早期着工を目指して取り組んでおります。

左のページにお戻り下さい。代替橋につきましては平成18年度に整理をし、八代市からの要望時にもお答えしておりましたが、協議会の御意見も踏まえ現在の制度の中で可能な対応を再度検討させていただきました。地元の方々が「生活用の通路であり、生活の一部として必要不可欠」として架橋を希望されている状況は十分に理解できますが、県として整備することはできないというのがその結論でございます。この点については「代替橋ができない理由が説明されていない。」、「説明が断片的である。」というような厳しい御指摘もいただいています。さらに丁寧に御説明するために文書を用意していますので、それを配布させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

村田座長) どうぞ。

事務局) それでは配布してください。委員の方以外にもメディアの皆さん、傍聴の方にも同時に配布してください。

#### 【事務局より資料を配付】

事務局) 「球磨川架橋(代替橋)についての検討結果の御報告」でございます。架橋については平成18年に八代市の要望を踏まえ検討を行いました。前回の協議会での御意見を踏まえ、現在の制度の中で県道、農道、林道など可能な対応を再度検討いたしました。検討の結果、地元の方々が「生活用の通路であり、生活の一部として必要不可欠」として、架橋を希望されている状況は理解できますが、県として整備することはできないとの結論に至りました。「県事業としての整備」を各事業ごとに検討いたしました。

まず、「(1) 企業局」の事業でございます。ダム堰堤は、事実上通路としても機能してきました。そのダムの撤去を地元の要望に応える形で進めておりますので、結果として通路としての機能もダムと共に失われることとなります。新たな橋はダム堰堤の代替として取り扱うことはできないことから企業局の事業の対象とすることはできませんでした。

次に、「(2) 県道」でございます。県道は地域と地域を結ぶ道路であり、地域内を渡河するだけの橋梁を県道事業の対象とすることはできませんでした。

「(3) 農道」でございます。農道は農村地域において営農条件等の改善や農産物流通の合理化を目的に整備するものでございます。荒瀬ダム周辺には農業振興地域が無く、架橋を農道事業の対象とすることはできませんでした。

次に、「(4) 林道」でございます。林道は森林の整備、保全を目的として森林地域に設けるものでございます。今回は国道と県道の間には森林が無く、架橋を林道事業の対象とすることはできませんでした。

以上のとおり、企業局、県道、農道、林道事業による整備を検討いたしましたが、いずれの事業の対象にもすることができないとの結論に至りました。また、これに加え、ダム堰堤の上流1キロ、下流3キロに迂回できる橋梁があり、交通量が少ない状況での大規模架橋は事業効果の面で更に大きな課題があります。このため先ほど申し上げましたとおり、県としては県道の安全性・利便性を少しでも向上させ、地域交通全体で住民の方々の生活への影響をできるだけカバーしたいと考えています。まずは今月中に離合箇所を企業局で整備します。また、道路事業としても上流・下流の橋へ通行しやすくするため、現在、測量及び設計を行うなど道路改良及び嵩上げ事業の早期着工に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして「資料3-2」を御覧ください。平成18年に八代市で取りまとめられた要望書に対する取組状況でございます。対応の多くは第4回協議会で説明させていただいた内容でございます。また、できるだけ協議の時間を多く取るようにとの御意見もいただいておりますので、変更点を中心に説明させていただきます。

まず、上から「総合的な検討体制の設置について」、次に「1 利水問題について」、「2 環境問題について」、「3 堆砂・泥土除去について」は、これまで申し上げましたので改めての説明は省略させていただきますが、特に工事にあたって心配があります「安全面、環境面に配慮した工事」については、地元の皆様やフォローアップ委員会での意見をお聞きしながら適切に対応していくこととしております。

「4 水位低下に伴う諸問題について」でございます。先ほどの説明のとおり、軽量消防ポンプの配備とダム撤去関連工事を活用し、下り道の整備等に取り組んでいるところでございます。「5 代替橋について」、「6 ダム撤去に伴う諸問題について」につきましては、先ほど部会関係の中で説明したとおりでございます。

一番下の枠囲みの中に、参考として要望への対応状況を記載しております。16項目のうち、多くは一部対応済みを含め、「対応中」又は「今後対応予定」となっております。残る課題は、先ほども説明させていただいた「ボートハウス」及び「代替橋」でございます。具体的内容について、次ページ以降に記載しておりますが、前回の協議会からの主な変更点の

みを説明させていただきます。

まず、4ページです。「3. 堆砂・泥土除去について」の「2）」の下から3番目の項目の「除去予定の砂の八代海への補給」についてでございます。この件につきましては平成23年度までは荒瀬ダムの砂を利用した覆砂を行ってございましたが、平成24年度は荒瀬ダムの関係ではなく、八代海の海砂を利用した覆砂事業を鏡町地先で行っております。来年度以降の覆砂事業については、荒瀬ダム撤去に伴い、除去します砂の量や質等の状況に応じて実施していく予定でございます。

6ページをお願いします。「4）情報提供について」です。平成23年1月、平成24年1月及び7月に「荒瀬ダム撤去に関する地元説明会」を実施し、また、漁協、土地改良区等の関係団体の皆様にも適宜説明をさせていただいております。今後も毎年度、実施段階での説明会を予定しております。また、今後、荒瀬ダム関係のホームページも開設し、ライブカメラの映像等も含め、情報提供に努めてまいります。

以上、御要望に対する対応状況について説明させていただきました。

村田座長）今、「地域課題への取組」ということで（2）の議題の説明がありました。地域課題の全体像は「3-2」の資料が一番良いかと思えます。ほとんどの内容は「対応中」、「対応予定」ということで、数的には方向性ができてきているのではないかという認識をしていますが、残る課題ということでこれまでも議論が進んできたということだろうと思えます。残る課題を整理していますが、多分「3-1」の資料とほぼ一致すると思えます。「3-1」で、消防水利の仮設用道路の件だとか道路の嵩上げの件。それから施設部会では発電所の問題、あるいはボートハウスの問題。それから地域交通では代替橋という大きな問題を含めて地域交通をどういう形にしていくか等、大きくこの3つに絞られてくるのではないかと考えています。以上を説明として、これから先は各委員の御意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。どなたからでも結構でございます。

村田座長）はい、元村委員。

元村委員）元村です。消防水利のことについて、確認の意味で発言させていただきます。ここで取り上げられておりますように、消防水利の「（3）現況」の「道路嵩上げ工事に関連する箇所等は地元説明会等で具体的に協議しながら対応していく予定。」だと記載してあります。これはこれで結構なんですけど、少し影が薄いような気がしますので、これを少し事業を明確にするようにしていただきたいと思えます。と申しますのは、「工事に関連する箇所等は地元説明会等で具体的に協議しながら」と書いてありますけれども、具体的に、道路嵩上げを行うときに消防水利についての下り道の方も整備していくんだと、道路嵩上げの時期に行うんだということを確認させていただきたいと思えます。

村田座長）円滑な対応等を含めてということよろしいでしょうか。

事務局) 今、お話がありましたとおり、道路嵩上げについては地区ごとに年度を変えて、進めております。その関係で地区ごとに嵩上げの工事、今、まだどの嵩上げというよりは、そのための護岸の補強の工事を今進めております状況で、道路の嵩上げの前に各地区ごとに説明会を開くようにしておりますので、今お話があったとおり、その際に消防水利用の下り道についても併せて説明していくというように考えております。

元村委員) 説明していくことはよく分かるんです。だから私たちは、もうこの場で「道路嵩上げの時に行く。」という言葉が欲しいんです。

事務局) はい、そのように進めていきたいと思っております。

元村委員) はい、よろしくお願いします。

村田座長) その他、何かございませんか。

森下委員) はい。

村田座長) はい、森下委員。

森下委員) 森下です。葉木の消防水利について、この前の7月18日の部門別の会議の中でも話しましたが、ダムができる前、県道から球磨川へ下りる斜路というのは、現在、今も残っております。水に埋まったままです。そういうものを、あったものを今はできないという訳にはいかないのではないかなと思うんです。是非こういうのは作っていただきたい。というのは、葉木地区というのは、非常に高齢化が進んだところです。65歳以上の方が約60%を超えております。そういう中で小型の軽量ポンプを配置してもらいました。しかし、持って下る人というのはほとんどいない状況です。昼間は若い人は勤めに出ておりますし、とても運べるような状況ではないと思います。初期消火というのは、一刻を争う状況ですので、車に乗せていたらすぐ給水ができます。そういうことで是非欲しいんですが。その他、今年の秋から水位が低下します。ということは、葉木地区というのは、非常に遠浅で水遊びができるような親水という面からも必要ではないかと思うんです。ボートハウスの利用というのと併せて是非これを作っていただきたいというのが一つです。

それと代替橋について50年余り生活道路とか、避難道路として使ってまいりました。これがなくなってしまう訳なんです。先日、熊本市の方が来訪されまして、「ダムができて、ダムが壊れて、代替りの橋も作らない。そういう無責任なことを県はするのか。」というような話も出ました。地域住民だけでなく、熊本市内の方でさえそういうことを申される状況です。何とかここは林道の関係も、広域林道の山江線は起点が大門になっております。この起点を変えることはできないんですか。起点を変えることによって、この林道の意図を絡めた工事ができるのではないかと思うんですが、そういうところを教えてください。

思います。

村田座長) まず、消防の方を。

事務局) まず消防の部分でございます。消防に関して言えば、今日、軽量ポンプ自体の配置についてのご説明を申し上げましたが、昨年の第3回目でしたか、ここで各委員からご指摘をいただいて、水位が下がったことで、「火事があった場合、どういうふうに対応するんだ。」と。「地元消防も十分対応できないんじゃないか。」、「今日にでも火事が起こったらどうするんだ。」という大変厳しいご指摘をいただいたので、実態を調べました。ご存じのとおり、当然のことながら常備消防の皆さんは、既に対応されていました。やはり、消防団の方は、先ほど仰った高齢化とかそういう問題があって、なかなか下まで持って行けない。それであればということで、今回、軽量ポンプの配置をさせていただいたというところでございます。

それから、特に葉木地区に関して言えば、先ほど親水護岸、親水面とかそういう状況、やはり消防水利だけではなくて、そういう側面もあると。であれば、当然のことながらポートハウスの利活用、これと密接不可分の関係ではないかということで、その検討と併せて葉木地区の消防水利については、「今後県と市で検討する。対応協議」というような表現にさせていただいているというところでございます。

それから、代替橋について言えば、今日参考資料でお配りしておりますが、「参考資料2」でございます。これは9ページからが平成18年12月の「八代市からの要望書」でございます。その中で、代替橋について16ページに載っております。ここでの主な主張というのを順次拾ってみますと、まず、やはり何と言ってもダム堰堤が生活を支えるものであったと。道路ではございませんので、人や車が通ることができる通路スペースのというような役割を担っていたという話です。それから、6行目のところになります。荒瀬ダムの堰堤が避難経路や迂回路としての役割を担っていたということ。そして、それから3行下でございますが、林道の機能をアップするという役割を担っていたのではないかとということ。それからさらにその下にございますが、カッコ書きで書いてあります、県は、企業局は建設当時、ダムは橋の役割を果たすと言って説明し、理解を求めた。そして建設をした。そういう経緯があるんじゃないか、というようなこと、主に4点を要望の際の理由として挙げられていることでございます。

私共としては、先ほど申し上げましたように、それぞれについて、まず通る人や日常生活に貢献する橋としての役割、こういうものについて本当に県として担うことができるのだろうかということで、先ほども申し上げたとおり、県道、林道、農道ということで日々の生活道路としての道路を支えることはできないということ、事業として取り組むことはできないとして御説明したところでございます。

それから、避難の経路、迂回路、こういう役割を担っていたことでございます。これにつきましては、私どもはできることとして、道路の改良、それから嵩上げ、上流、下流の橋にスムーズに移動できる安全、安心を確保したいというようなことでございます。

それから、林道の機能アップとしての役割ということで、これも先ほど申し上げたとおり、林道等の事業としては取り組むことはできないというようなことでございます。

それから、建設時にダムは橋の役割も果たしますと説明し、理解を求めた経緯でございます。建設当時の状況と今の状況は、大きく変わっていたのではないかとすることをまずご理解いただきたいと思います。高度成長の前の時代でございます。必要なエネルギーをいかにして確保するかということで、日本全体がそういう国家的な事業として取り組んでいた時代、その中でダム堰堤ができることによって、人や車が通ることができる通路スペースとして、そういう役割を担っているの、皆様も利用できます、と堰堤を解放したという例は多々あると思いますが、そういう状況でお願いした経緯、そういうものがあるのではないかと考えております。あと林道に関して報告できますか。

林業振興課) 林業振興課ですが、林道につきましては平成 18 年度に既に事業が完了しております。新たに林道事業として開設するには、事業区域といえますか、森林区域が無いということで、どうしても建設は困難ということであります。

【「答えになってないよ、今のは。」の声】

林業振興課) はい。起点につきましても既に完了していますので、今から起点を作るということは採択条件でまた事業区域が必要となりますので、森林区域がないということでできないということです。

事務局) 今のは、起点を変えるとしても、きちんとした条件として森林区域の存在が必要だという理解です。

村田座長) はい。今、事務局からありましたが、どうぞ。

森下委員) 今、検討結果の御報告ということで、「(4) 林道」ということで出てまいりました。国道と県道の間には森林がありませんということで、これは川しかないんだから、ここにあるはずがない。ただ、今、坂本地域それから球磨地域、この森林を開発するために山江線というのはできたのではないのでしょうか。これを活かすためには、何とかこの方法を考える、そういうことが必要ではないかと思うんです。それでいろいろ難しい問題はあると思いますが、何とか起点を変える、そういう山を活かすということでは、これはできないんですか。無理なんですか。

村田座長) 何かありますか。

林業振興課) 林道の木材を搬出する場合、10 t トラック等を使う訳ですけども、既に上流と下流に橋がありますので、トラックで運べないという現状ではありませんので、どうしても



新たに作るということであれば、やはり採択条件に合わせないといけないということで、困難ということです。

森下委員) 今のはあまりにも現状を知らなさ過ぎると思うんです。今の県道で 10 t トラックで何メートルまで今の木材を運べると思うんですか。葉木橋まで、それから坂本橋まで何メートル寸の木材を積んで運べると思っているんですか。現実をあまりにも知らなさ過ぎるんではないですか。

村田座長) 何かありますか。

事務局) 今の林道が十分機能してないということを具体的に仰っていただければと思っております。10 t トラックが今通れないというような御指摘でしょうか。

森下委員) そうではなく、長材を積んで運ぶことができないということなんですね。

林業振興課) 長材を積んで運べないという話ですけど、今、我々が掴んでいる情報では狭いんですけど、県道の離合箇所を今後整備されていきますので、運べないことはないということで認識しております。現状でも 10 t 車は通るということを知っております。

村田座長) 今の御指摘は、そのような一つの方法論として森下委員から意見としてあったということで、一応、御意見は御意見として受け止めさせていただきたいと思っておりますので、今後の議論の中でまた意見を交換したいと思っております。一応県としての考え方としては先ほど話があったようなまとめがなされておるといことだろうと思っております。その他、委員の方。

元村委員) はい。今日の説明と直接関係ない部分が二つ、ご質問したいと思います。

村田座長) はい、どうぞ。

元村委員) 一つは県道に関わる話ですが、県道嵩上げということで中津道から鎌瀬まで県道を嵩上げすると計画がありまして、路側構造物の補強なんかも終わっておる訳です。これはこれで結構だと思うんですが、一方、以前から平成 15~16 年頃から進められてきた国土交通省による球磨川の河川改修事業で、道路ないし宅地の嵩上げというのが計画されていた訳です。これを追って将来、下流からずっと進められていった訳ですけども、順次、上流側に向かって整備がなされていくと思っております。県道嵩上げがなされるのは、それは結構なんですけども、国土交通省が定める河川整備計画ということになると高さだけじゃなくて護岸ないしは親水という意味からかなり規模が違うものがあります。見て分かるんですが、例えば、合志野地区の護岸の整備の状況とか、それから坂本地区の状況とか、あれなどは国土交通省が定める護岸整備だと考えるわけです。

そういった意味で、今度の県道の嵩上げとそれから国土交通省が追ってやっていくであろう、そういう宅防事業ですか、それとの整合がどのようになされているのかという質問を一つしたいです。それが一つの質問です。かなり先の話になってしまいましたけど。それともう一つ。

村田座長) それを先にしましょう。国の事業と県の事業の整合性の話です。

事務局) 護岸の嵩上げ高、それから護岸の形態についての整合性の件でございますが、それについては今、県が行っている工事については、国土交通省の許可の中で協議しながら進めさせていただいております。

新たに国の方で検討されております事業については、改めて国の方から説明があるものと考えております。今、県でやっている事業については、一応国の方できちんとこれで良いという判断をされて、許可をいただいて進めさせていただいているものでございます。

元村委員) はい。それは分かりました。私が一番心配するのは、例えば、「県の方で一回嵩上げしたではないか。」と。そして、その次に、この国土交通省が宅防事業を進める時に「もうここは一回県の嵩上げ済んだよ。」というような格好で見過ごされてしまわないかという心配です。放っておかれることは無いのかということです。

村田座長) どうぞ。

事務局) その件につきましては、そういうご意見を地元でお持ちだということは十分国の方に伝えていきたいということで、今後も、まだ県の方も工事の途中でございますので、随時、協議しながら事業の方は進めておりますので、その際にお伝えしたいと考えております。

村田座長) そういう不整合なことが無いようにやれということだろうと思いますので、そこはまた十分国との連携が必要だと思っておりますが、県道の話が出ましたけど、まずその絡みで局の方から何かありますか。

元村委員) もう一ついいですか、質問。

村田座長) ちょっと待ってください。

元村委員) はい。

五嶋委員) 県道につきましては、先ほど御報告もございましたけれども、測量を今年度やっております。それと設計にも入りまして。まず、先ほど仰いましたように確かに国交省との協議等も必要になってまいります。設計と同時並行でこの河川管理者である国交省、あるいは

はJR等とも協議していく形になります。地元の御理解等も必要で、当然用地関係もござい  
ますので、そこら辺の御理解がいただけたら、早ければ今年度中にでも着工できるように頑  
張っていきたいと考えているところでございます。

村田座長) あれで見たら、我々本庁と振興局と十分連携とらなければいけないし、国との連  
携も当然出るので、そこら辺は御指摘の部分も十分組まれてやるようにしたいと思います。  
じゃあもう1点。

元村委員) 今の件でもう一つ分からないところは、県道が嵩上げする時には県独自ではでき  
なかったと思うんです。多分、国土交通省あたりと話しながら先は了解を求めてやっていく  
という話ですが、その時に将来やってくるであろう国が進める河川整備計画、この話との関  
連は出なかったかという質問なんです。要点はですね。

村田座長) はい、どうぞ。

事務局) その点につきましては、国の方から、まだ国の整備計画についてきちんとしたもの  
がまだ地元にお示しできる状態ではないということで、県道として最低限必要なものについ  
て「県の方でこの方向で工事をして良い。」というふうにお話っております。

元村委員) それでは、今後もしもいろいろ国との折衝が続けられてあり得ると思いますので、是  
非ひとつ、宅防事業が今後ずっと上流の方になされてくるときに、「ここは、この地域は県  
道で嵩上げしてあるよ」ということで見過ごしにならないように、十分国の方と協議を進め  
ていっていただきたいと思います。

もう一つは、遥拝堰での魚道の話ですけれども、これは、今後、球磨川漁協と関係機関の  
協議に委ねます、ということで、私ども水産部会の方でお願いしておるところです。ですか  
ら、いずれも次にはきちんとした答えがあると思うんですけども、今の段階で漁協として関  
係機関とのお話があったかどうか。もし差し支えない範囲でお話をいただければお話いた  
だきたい。特に知りたいのは、今年の鮎の遡上期に遥拝堰の魚道を本当に鮎が上ったのかど  
うか、そういう調査が多分なされているのではないかと思いますけども、このことについて  
よろしければ、教えていただければと思います。

村田座長) 大丈夫ですか。

大瀬委員) 遥拝堰の魚道の問題につきましては、窓口は農林水産省、九州農政局でございま  
す。ここと協議を重ねまして、平成26年から魚道の本格改修に入りたいという意向でござ  
います。それと現在の魚道はご承知のとおり段差がございまして、なかなか魚が上れないと。  
それからあそこを流れる水量も随分多いんじゃないかと。それで応急処置として何かできな  
いかということも協議の対象としてまいりました。先般、覚え書きなるものを取り交わしま

して、段差の解消については本年度中、恐らく11月頃になろうかと思いますが「鮎の漁期が済んだ時点で段差の解消を行います」と、これは本年度の事業として行うということでございます。その件については、現在、国土交通省と協議中であります。

それから3番目の、遡上時期に本当に魚は魚道を上ったのか、というようなご質問でございますが、これは「今後の魚道の改修に向けて調査をいたします」ということで、農水省が調査を実施している訳でございますが、先般の雨で非常に濁水も出まして、調査については報告できるような調査はできませんでしたということでした。さらに「引き続き魚道を通ずる魚族の上下の調査については実施してまいります」ということでした。以上3点です。

村田座長) ありがとうございます。色々、お世話になります。その他。では蓑田委員。

蓑田委員) 蓑田でございます。私は「球磨川架橋についての検討結果の御報告」ということでこのようになっているんですが、これは県として最終的な結論であると、今後、検討の余地はないということではございませんか。

村田座長) はい。どうぞ。

事務局) 今回、御報告をした経緯を申し上げますと、前回もありましたが「結論ばかりで途中経過の報告はない」とか、「断片的である」とか、「納得できるような説明がされていない」ということで、私どもが改めて原点に戻ったということもありますが、過去の議論も踏まえて、関係課に呼び掛けて、再度、こういう協議を行ったということ、こういう結論を今日、御報告させていただいたということでした。

これは私が勝手に言って申し訳ないですが、今後、協議会は今日の要項改正で撤去まで続くということで、6年間はやるということでございました。その中でやはり当然、いろんな御意見が今後も出てくるのではないかと、その一つが代替橋でもあると思いますし、今後工事が実施されますのでそれに伴って、いろんな御意見、疑義等が生じてきているのではないかとということで、私共が今、最大に検討を行ってきた現状の報告を今日、申し上げたということでした。

蓑田委員) ここにあります県道というのはどの部分ですか。土木からですか。検討した結果ということでしょうか。

事務局) はい。県道、農道、林道のそれぞれの担当課と一緒に、検討を行ったということでございます。

蓑田委員) ということは、県としてはもうこれ以上、検討する余地がないということですね。

事務局) 代替橋について改めて申し上げますと、元々管理橋としてあったものでございます。

これを「副次的に」と従前は申し上げていましたが、副次的に利用されていた人や車が通れる通路・スペース、こういうものが無くなったと。それを企業局がダムを撤去することに伴って、その代わりとして企業局が行うことはできません、という、まずそういった前提がございます。

さらに、では同じような機能を公共工事として行うことができないのか、ということです。その時には恐らく5W1H、誰が行うことができるという、原点に返って考えるなら、誰が行うか、事業者として誰が行うことができるのか、ということで考える必要があると思うんです。その場合、私共が今日お示したのは、県が行う場合、県道として、農道として、林道としてやるのがどうだったかということを検討して、こういう紙にしてご報告をしたということでございます。

蓑田委員) 県道の部分で、地域内を通過するだけとして県から簡単に切って捨てられている気分でございますので、藤本・大門に住む者として気分が良くありません。元々、橋というのは、ただ渡るのが目的じゃないんですか。地域と地域を結ぶということであるならば、私たちの藤本・大門と、それと例えば八代の市街地を結ぶのも、それも地域と地域を結ぶ事業ではないですか。違いますか。私はそういうふうに考えますけど。

事務局) よくご理解いただきたいのは、私共は皆様の生活に根差した地域の足となるそういう道路・橋が不要だとは申し上げません。もし県が行う場合には、そこに書いてありますように、地域と地域を結ぶ道路、これについて県は、実際、公共事業を行う場合、縛りがあります。その要件がきちんと合っているのかということ。そういう縛りがありますので、野放図に県道としてやることはできないということをまず申し上げて、今回、地域と地域を結ぶ道路であり、それを県道というのは目的としているから、地域内を渡れる地域内の中で必要である生活の足としての橋梁、これについて、県道の事業として取り組むことができないということをお願いしたところでございます。

蓑田委員) そこはもういいです。分かりました。その下に1番最後の方に、ダム堰堤上流1km、下流3kmに迂回できる橋梁があると。そこを渡ればいいではないか、というので結論付けておられますけれども確かにその通りです。私たちも、渡れと言われれば渡ります。けれどもそこには、藤本・大門地区にとっては、迂回するとすれば物理的あるいは経済的に負担が掛かる訳ですよ、その補償は無い訳です。そうでしょ、違いますか。

少しこれは離れることはないんですが、今、県の方で、県道を整備されるということでやっておられますけれども、例えば、松崎地区と藤本発電所の間を整備していただいたとします。そこには整備していただいた県道そのものには原因は無くても、JRの線路があり、その上に、剥き出しの山肌がある訳です。今は藤本と松崎との中間あたりに青いシートが掛かっているんですが、全然気付かなかったんです。よく見てみたらJRの方が列車を通す時、今スピードを落として通しております。そこには、崩落する危険を見ておるといふふうに私は考えておりますけれども、それが崩落した場合には、真上から落ちてきた時、県道にもか

かります。今、言いましたように県道そのものに原因が無くても、上から来た時にはトラック等が通れなくなる可能性もあります。それが県道に損傷が無かった場合はいいんですが、それが一緒に崩落した場合は、過去に経験がありますけど作り直すのには半年から1年かかります。その時は、今言いましたように経済的あるいは物流的には大変私たちには負担になるものですから、ああ、やっぱり代替橋は必要だな、というふうに私は思ったところがございます。以上です。

村田座長) この議論は地元の皆様方の御希望・要望としての議論と、それから荒瀬ダム撤去の流れの中で、この地域対策協議会で議論していく中でいろんな要素が絡まっていると思います。今、「結論か」というお話もありましたけれども、私自身は、副知事の立場でもあるものですから、あえて発言しますけれども、ダム撤去の流れの中では、知事の決断も含めて、一度考え方をこの場で申し上げました。

一つは30億円というお金が不足する中で、これをどう決断するかということがございました。「何とかそれは乗り越えて、お約束どおり撤去しましょう。」というところまできているんですけれども、これはまだ完璧に揃ったという状態ではないんです。ただ、そうは言っても県の企業局の努力の中でも「お金を絞り出ししながらやりましょう。」という流れの中で、そういう決断をして「壊す。」と、「9月から始めます。」という状況の中と、もう一つは今説明があった県としてできるかという必要性の問題。この二つを兼ね合わせた時に、県議会も含めてですけれども、相当、苦渋の決断の中で議論がございました。そういう意味で、ここで私も副知事の立場で来ている以上、結論を出せというふうな形で、白黒はつきりつけるよりは、今後の議論の中で今、言われたような議論を出していただくのは、私も、誰も、県も止める状況にありませんので、先ほどの林道の話等々も含めて、いろいろ意見を出していただいて、それは県として、今後、受け止めさせていただいてきちんとお答えできるようにしていきたいと思えます。ただ、今の時点で、しゃべれと言われたら、もう少し極端なことになりますけど、それは今日のこの場でどうだこうだということではないのではないかなというふうな気もしております。

そういう意味では、この後も、この県道の議論はもう止めるとか、そういうつもりもございませんので、引き続きこの地域対策協議会の中で、先ほどの林道のようなご意見、あるいは今のようなご意見等を出していただきながら、意見を交わしていきたいと、私は座長として思っております。

もっと最初から申し上げますと、撤去、存続、撤去という、非常に二転三転する中での状況で、この代替橋だけが特化して話されるのは、なかなか我々としては非常にこう正直言って厳しいところがあるんですが、かといって地元の皆様方のお気持ちとしてそれを簡単に切り捨てるみたいな状況には私はないと思えます。この場を使いながら十分また議論を交わさせていただきたいというのが、私が今後の座長としての考えでございますけれども、よろしいでしょうか。

【「はい」の声】

永原委員) 八代市の永原でございます。今の副知事の言葉を聞いて理解できるところは十分でございますし、この検討結果の報告を聞いて、少し感想といいますか意見を申し上げさせていただきたいと思っております。一つの願いは地元で代替橋という願いがあるということと、我々も市の立場としてはお届けしていく立場でもございまして、これで意見を切る訳じゃないということ副知事に言っていたので、今後とも代替橋については議論させていただければと思います。

その中で、私は市長と打ち合わせた訳でもないし、事務方と打ち合わせた訳でもないのですが、私案として今ここで感想を持ったことを述べさせていただきたいんですが、このペーパーを見て、例えばこれを市に置き換えた時に、多分、同じペーパーが出るんじゃないかなと。行政という仕組みの中で、市道を考える、農道を考える、林道を考えるという仕組みの中で結論を出さなければいけないものから、こういったものが出てくるんじゃないかというのはよく理解できると思うんですが。では地元でこういった代替橋とか生活道路としての橋が必要なんだというものを、もっと違った視点でないのかなというのを考えた時に、今ここで書いてあることを坂本というエリアの中で、そこに県道を作るとか農道を作るとか林道を作るとかいうふうに見えております。

ですから広い視点の中で考えられないのかなと。具体的には私が何か案を持っている訳でもないんですが、今後議論する中で視野を広げた時に道路網といいますか、道路のネットワークとして検討する中に理解が見い出せないのかなと感想を持ったものですから、意見として申し上げさせていただきます。別に答えを求めるものではございませんけど、意見だけ述べさせていただきます。

村田座長) はい。ありがとうございます。

松村委員) 地元住民代表の松村です。今、永原委員のご意見を拝聴しましたが、心強く感じました。私も先ほど、座長が言われたように、第4回の協議会で、代替橋の問題については、継続協議をすると、そういう確認がされておりますのでそういう視点から発言をしたいと思っております。

私も、先ほどから何回も事務局の方から話がされておりますように、代替橋の回答については県の方から断片的で、ただ、困難だという結論だけあって、地元の住民が理解し、納得するような説明はほとんどなされていない。私はそういうことを度々言ってきました。去る7月18日の個別検討部会でもそういうようなことを申し上げました。個別検討部会の概要については、先ほど事務局の方からお話がありましたが、その中で代替橋について、「今まで断片的で分かりにくいとの指摘を受けているので準備をしている」と、そしてまた、「今まで出された意見を総合的に勘案しながら実施できないか模索している」というような考え方が示されました。

私はこの7月18日の個別検討部会の県の回答に少し期待をしておりましたが、この回答が先ほど配られた報告です。これを見ましても私はまだ納得している訳ではありません。そ

の関係で申し上げますと、第4回協議会の中でも福島市長の方から、八代市は困難、困難と県が言っても、それで同調している訳ではない、というような発言があったと思います。さらに、平成18年12月ですか、八代市から県の方に要望が上がった時点での市長をされておりました坂田委員の方から、やはり代替橋を作るというような前向きの方で検討しなければ、金が無い、金が無い、財源が無い、ということで一向に前に進まない。やはりそこには皆さんの英知を結集して、何とか知恵を出した前向きな代替橋建設への方向性が見出せないのではなかろうかと、先ほど、永原部長と同じような意味合いのことであったと思います。

さらに、上村顧問からも、私たちは橋を作ってもらえばよい。その方法は色々知恵を出すところだろう、というようなことの発言もあったと思います。私たちもまだこの要旨報告でも、県としてあるいは県だとか八代市辺りとやはり協議する余地がまだ残っているのではないかなというような、先ほどの元坂田市長の英知の結集ではありませんが、知恵を出して法に叶った方向で、地元住民の意向に沿った代替橋建設の方向性が見えてくるのではないかなと、そういう考えを持っております。

ここには、企業局がどう考えた等の説明がありますが、やはりもう少し県としても前向きな検討をしていただきたいのは、第4回の話の中にも座長の方から、県知事は当初から代替橋建設の考え方は、政治決断をされる時には無かった、というようなニュアンスのことをお聞きしたような気がします。だから、そういうのもいろいろありますので、私は地元住民としては、もう少し地元住民の意を汲んだ解決策を、いろいろ代替橋を建設してくださいというような理由はあります。今まで言われてきましたので、あえて申し上げません。

ただ、一つ私は気になったことがあります。先ほど、森下委員から、林道について県や企業局は理解が少し足りないのではないですか、というような意味合いの発言があったと思います。私はそのことで思い出しましたが、この内容がそれに沿っているかどうか分かりませんが、「物事を処する場合、そのことについて何でも知っていて、何でも分かっていることがベストです。何でも知っていて、何でも分かっていないといけません。何も知らない、何も分からないでは、これは最悪。」というような言葉ですが、ある新聞のコラムに書いてありました。それを県の方々には失礼を承知の上であえて申し上げます。

県の方々には、ダム建設交渉当時も地元住民への説明、その内容、あるいは説明の仕方、あるいはその説明に地域住民がどういう受け止め方をしたのかを何でも全て知っておられるかといえば、そうでは無いようです。それはある程度部分的にはご存知の方もおられると思いますが、全て何でも地域の感情も含めて知っておられるかといえば、私は、それはそうとは言えない。そのように考えますので、そこら辺はやはり当時の事、あるいは現在の地域住民のそういう思いを強く汲んでいただければと思います。

それから、もう一つ代替橋について疑問に思っていることがあります。代替橋建設は困難、その代わり道路改良、あるいは嵩上げ、ということが言われておりますが、これは次元が違うと思います。あくまでもダムの代替橋は代替橋としての要望の根拠がありますし、この道路の嵩上げだとか改良は、県の土木行政としてその年度年度で常日頃対応すべき事業であって、このダムの代替橋に引っ掛けて、その代わりこういう考え方を持っていますよ、というようなことでは、地域住民は理解し、納得することはできないと考えます。



今後さらに、この問題は先ほど座長の方から継続して協議をするということですから、今日も説明がありました。これで私たちは納得できることではありませんので、今後とも代替橋建設については、地元住民の意向を代弁して主張したいと思っておりますので、県としても更なる地元住民の分かるような説明をお願いいたします。

私はもう一つの大きな問題は財政問題だと思います。やはり、財政的な裏付けが無ければ、何も行政の施策も立派なアイデアも実現できない訳です。ですからこの橋については財政の問題の大きなネックになっているという説明は、先ほど座長の方から多々ありましたけど、当初からそういう話が出てきていないというような感じがするのですが、そこら辺を含めて今後さらに地域住民が理解し、納得するような説明をお願いしたいと考えます。以上です。

村田座長) それでは今のはご意見として承っておきます。その他の委員の方、ご意見はありませんか。

宮川委員) はい。

村田座長) はい。宮川委員。

宮川委員) 宮川です。「資料3-1」の中の2ページですが、西鎌瀬地区の道路嵩上げ工事です。これは、一応事前に地元で説明がございました。この設計の中で3m上げるということで伺っております。この設計施工図は確定したのでしょうか。これを聞きまして、道路嵩上げがあった後の道路面において内部の方は盛り土・整地をやるということで伺っております。その中でいろんな構造物、埋設物等がございます。地元の人もその辺りを心配して、一応、事前に説明をやりまして聞いておりますが、その設計図が3mの計画で完全に出来ているのか。その辺りがこちらでも心配ですので、早く各構造物、埋設物等をどのようにするか、事前の協議をしてもらえれば助かります。そういうことで要望としてお願いしておきます。いかがでしょうか。

村田座長) 事務局。大丈夫ですか。

事務局) 一連の説明については、地区ごとに細かく現地の方で説明をしていきたいと考えておりますので、その際にはご協力をお願いいたしたいと思っております。

宮川委員) 26年度から着工するというので伺っております。そういう各種のいろんな施設物がありますので、早くその辺りをどのようにするかをもう少し詳しく聞きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

村田座長) その他、いかがでございましょうか。

中間代理) よろしいでしょうか。

村田座長) はい。

中間代理) 私、坂田委員の代理で来ております中間と申します。先ほどから代替橋の話が出ておりますが、確かにこの部会が施設部会とか消防水利部会とか、地域交通部会とかと分かれているんですが、一番、今問題になろうかとしております代替橋については、何か別組織といいますか、県、市、地元とかで、もう少し掘り下げて意見の交換が出来るような方向で何かそういうことが出来ないものだろうかと思っております。

他のについては、ほぼ時間を掛けたり、県の行為というのも見られるんですが、ここにつきましては、松村委員が仰るように、少し心が籠もっていないようなところも見受けられるかなという気もしますので、ここについてだけ、また部会の中でもピンポイントみたいな感じで協議が出来るような場があればまた良いのではないかと感じましたので、このように思っているんですが。

村田座長) 事務局、何かありますか。

事務局) はい。さらに、部会といいますか、掘り下げる機会、まさに地域の課題を解決するための本協議会でございますので、そのための協議会の的を得た協議項目、それが代替橋かと思っています。今、御意見をいただきましたので、ちょっと即答はなかなかできませんが、私共は協議会、この委員の皆さま方できちんと協議を重ねていくことが必要かなと現時点では思っております。

村田座長) 事務局長のご意見として承りますが、私のイメージでは、逆にこの地域対策協議会の中の部会の域は超えているような気がしております。どちらかというところこれよりさらに別組織といいますか、そういうレベルではないと話が進まないような感じがいたしておりますので、先ほども申し上げましたように、たぶん現時点では、県の考え方と地元の考え方は、全くのすれ違いの状態であることが正直なところだと思います。

先ほども話がありましたけど、何らかの知恵出しが出来ないかという意味になりますと、それは多分、荒瀬ダム撤去という意味での域を超えてもっと大きな論議が必要になってくる訳で、その辺り、私のご意見を承って今、率直に思う感想ですけれども、少し座長に預りをさせていただいて、代替橋の問題については、少なくともこの協議会で没却するということはありません、ということは、ここで最低限認識を共有しておきたいと思っております。それについてどういうやり方があるか、それは私が言うのも逆ですけれども、地元の方々の方法論というのは、いろんなこともあると思います。あるいは、県側の考え方なり、実は、非常に簡単なペーパーでまとめてありますが、あれも当然、私も見えています。見えていますけれども我々が県の中で整理する中で、いわゆる根本の必要性の議論、先ほども言いました財政の議論、それから今回の撤去ということに絡める政治的な議論、いろんな要素を考え合わせると、と

てつもなく難しい課題になっているのは私の正直な印象であります。皆さま方の利便性を保ちたいというのは、我々としても山々思うところですが、いろんな意味で100が100叶っていかない、そういう歯がゆい思いもしながら我々としても動いている状況も併せてご理解をいただきたい。

現にこの荒瀬ダムの撤去そのものも皆さま方の御希望に出来るだけ叶うような形で進めてきました。一時期、存続という議論もありました。正直に言いますけれども私はお金の問題で、2年間発電は続けさせていただきたい、と。でも、それも地元の皆さん方としても、それは承服出来ないというご意見もありました。水利権の問題辺りもあって、そういう決断を逆に今度は県議会に御相談して、県議会の中でも侃々諤々ある中で通ったんです。

では、議会に持っていったとき、議会も相当戸惑われると思います。今言った3つのトータル的な議論をやっていくためには、もう少し違うレベルが必要かなと思うんですが、少なくとも私の頭にある訳ではありませんので、とりあえず次回以降も今日出していただいたような意見がありますれば、どんどん出していただきながら次回以降も継続していきたいということだけ皆様方と認識を合わせさせていただければありがたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

上村顧問) 座長、いいですか、今の意見について。

村田座長) 上村顧問。

上村顧問) はい。すみません、もう先ほどから委員さんの意見も出尽くして、座長もまとめに入っておられるんですが、最後の村田座長のご意見がもっと早い時期に欲しかったというのが、地元住民の感情でございます。というのは、やはりうちの福島市長も本日委員で出ていますが、やはり市民の生命財産を守るという立場で危機管理というのを我々常日頃、相当厳しく言われております。最悪の状態を想定しながら住民の生命財産を守るという立場からは、一県民であるこの坂本地区の住民の事を考えていच्छゃらないとは言いませんが、考えているにしてはこの協議会で、いろいろ代替橋の問題の中で出てくる回答が余りにも計算され尽くしたような形で、その人間性を感じることが出来ない訳でございます。

先ほど、中間委員から、もう少し違う知恵を出す協議の場をとというような話もありましたが、このことが今日もまだこの代替橋問題については、今、県が具体的にする方法は、現在困難ですという報告であって、では、どうにかしていきましようかという、もう一步踏み込んだ答えが私は無いように思います。今、村田座長が言われたように、もっと大きな場と言われるんですが、この場で関連問題として、もしそういう協議の場を作られても報告までは検討をして、知恵を出していくという会議はして欲しいのですが、それ以前に県としては、もう具体的に手は出せないと言うなら、では、八代市、国交省、どんなことが模索されるかなという具体的な協議の形を立ち上げていただいて、その報告をいただいてこの協議会に諮って欲しいと思う訳でございます。

私の経験上、先ほど、林道整備の話が出ました。平成3年からPTA会長をしております

て、学校が川向こうの対岸にあった関係で子供達の通学路の問題が大変問題になりました。この校区内に正式な橋は全然ありません。坂本橋だけです。その問題から派生して仮の橋を架けてもらうというのも大水で流れて、半年以上も通れないということだらけです。

当時、坂本村の執行部の方と相当協議を進めました。その時出た話が、林道山江線の搬出道路としての取り付け道路としての国の補助採択基準があると私は聞いていた訳です。それから、そういう形は出来ないかと大分相談を申し上げてきたのですが、残念ながら旧坂本村の中で、いろんな状態の中でその計画は実行されなかった訳です。それがやはり今になって林道の問題ということがあっているんだろうと思います。

道路でいえば、市道、県道も起点を変える、終点を変えるというのは、しょっちゅうあっている作業で、これはその情勢に合わせてやって議会が承認すれば、起点、終点は変わっていく訳でございます。整備も変わっていくんです。だから、そういう手法が国の中で無いのだろうかということは、甚だ疑問ですが、私が当時の話を知っている状況からすると国の方に相談をしてみただけませんか。そしたら、補助基準に入れば、財政的な問題も少しはクリアできるのかなと。座長、そのように思うところでございます。

その後、潮谷知事のダム撤去の言明から、現在、蒲島知事に代わったんですが、潮谷知事の意向を受けて八代市の中でダム撤去に関するいろんな検討会を重ねてきて、平成18年12月の要望書に至っている訳でございます。この辺は相当な議論が尽くされております。ということは、やはりいろいろあってもこのことは八代市の第一の要望、意見なんだということ。今後、もう少し県の方には、企業局だけではなく、県全体として大きく捉えていただいて、前向きな進め方をして欲しいと。何回も代替橋に関しては、知事は当初から作る気はなかったとか、県としては具体的には困難だったとか、このような報告だけなら地元住民はいつまで苦しめばいいんでしょうか。この1日から管理橋が通れなくなるということは、昨日、大門・藤本に来ているダンプも全部、今度は藤本の方から通るんです。踏み切り2カ所を通過して葉木橋には向かいません。これで本当に住民の安全が確保できるんでしょうか。これは、国の仕事だから国に言えば良いだろうと言われるかもしれませんが、その起因の一つとなるのは、管理橋が通れなくなる事です。現在、そのダンプは全部管理橋を通過して土砂の搬出をしたり、搬入をしたりしております。だから、意外と今、藤本・大門は大きいダンプが通らないから安心なんです。これが、全部来るとなったらどうなるんでしょうか。今、大門地区でやっています。その後は、藤本地区に国の事業がやってきます。そういうことは加味されている。迂回路はどうだ。離合箇所がこうだと言ってもそんなに簡単な問題ではないと思っています。総合的に今すぐに意見は求めません。そういうところも踏まえて、村田座長には一歩踏み込んだ先、大きなこれから知恵を出し合う場をと言われた事を是非、具体的にさせていただきたいというのが、私の顧問としての願いでありますのでどうかよろしくお願ひしたいと思います。

村田座長) 誤解のないように申し上げておきますけど、現時点で知恵が出ていないというのが正直なところ。知恵が出ていたら多分、あの紙に出ていると思いますが、その状況の中で何かもし考えるとすれば、地域対策協議会という中での部会で考えるレベルを超えてい

るのではないかなというのが私の意見です。

だから、この先に具体的な手法が私の頭の中にある訳でもありませんので、一応、今日のところは今日の議論を私なりに受け止めさせていただき、県のなかでも少し検討してみたいと思います。少なくとも先ほど申し上げましたように、こういった議論は今後もこの場でやっていただくことにさせていただきますので、そういう中で、何かまた、先ほどのようないろんな疑問について、我々としても1つ1つの実情が、知っている知らないレベルから法律的問題点から、もう少し明快にお答えできるようにしないといけないと思います。そういう意味において引き続きということで今日のところはさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 【「はい。」の声】

高野顧問) 県議会議員の高野と申します。一言ですね、委員の皆様には是非分かっていただきたいことがあるんですけども、我々も議会の場以外でも十分この代替橋に関しては議論してまいりました。それで皆様方に一番分かってもらいたいのは、企業局や県は結論ありきで考えている訳ではありません。いろんな制度の中で、一番の問題は財政面ですよね。そして、技術面、規格の問題、今後の管理の問題等々がですね、架けるだけだったらの話ではなくて、それから先の話も企業局ではきちっと検討をしているようです。

それで間違いなく皆様方の御意見や地元の要望等々は十分把握していますので、次回の協議会まで時間がありますので、いろんな会議等々がありましたら、いろんな前向きな御意見も是非、皆様方から伺いまして、こういうことをすればいいんじゃないか、というようなことも頭の片隅に入れてもらいまして、今後の会議にはいろんな形で御意見をいただければ我々もその御意見を踏まえて、9月議会、12月議会、2月議会がございまして、そういった場所で皆様方の御意見を繋げながらと思っています。

一番大事なことは地元の方々に不便な思いをさせないということだろうと思います。私の頭の中には究極的には、県道中津道八代線をもう少し繋がりやすい中津道線にするべきだろうというふうに思っています。まあ法面の問題や先ほどの御意見もございましてそういったものを踏まえて、また、我々は違うという御意見もございまして、我々はこの県道中津道線をしっかり捉えながら今後活動してまいりますので、我々の方にも御意見をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

村田座長) ありがとうございます。それでは締めさせていただきます。よろしいですか。

#### 【意見なし】

村田座長) 真摯な御意見いただきましてありがとうございました。今、高野先生からも話がありました。いろんな御意見は出していただいて初めて私たちもそれに気づく場面もあるでしょうし、あるいは物事を発見させる場面もあるかと思えます。引き続きということで今

日の会議を締めたいと思います。事務局から何かありますか。

事務局) 今日、様々な御提案がございました。県レベルでの検討ということもやってまいりましたが、先ほどいろいろ御提案もございましたので、八代市さんとの協議もこれまで以上に進めて、より共同事務局的な色彩で今後も協議会の運営をやっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから9月1日から工事が始まります。様々な点で皆様方に御迷惑をおかけするということになりかねないと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

村田座長) では、今日の会議を締めたいと思います。どうもありがとうございました。

【以上】